

### (3) 公共機関に勤めている方

証明印は、市長等の公印または所属長など人事経歴を証明できる権限を持っている方の役職印を押印してください。(私印は不可)

### (4) 受験申込者自身が代表者〔経営者〕である場合

- ①原則は、(1)と(2)のとおりです。
  - ②証明者欄は、代表者名(受験申込者名)を記入し、証明者との関係欄は、「本人」と記入してください。
  - ③受験申込者自身が代表者〔経営者〕であることの証として、名称及び代表者の氏名等が確認できる「**建設業許可通知書**」のコピーを添付書類として付け加えてください。なお、建設業の許可を受けていない場合には、代わりとして「工事請負契約書」(代表者の氏名及び工事名等が確認できるページ)のコピーを添付してください(最近に請け負った工事1件のもの)。
- ※上記③の添付書類を提出する場合であっても、**B**票の作成は必要です。

## 5. 夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部)在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。(例:夜間大学の方は高等学校、夜間高等学校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

## 6. 日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受検資格として必要な学歴の取り扱いについては、原則として、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した者が、日本国内の学校を卒業した者と同様の条件で受験するためには、その学歴について、個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。(最終学歴の学科が指定学科に相当するかどうかとも同時に審査されます。)

なお、受験される際には日本国内での建築施工管理に関する所定の実務経験が必要です。

**受験を希望される方は、受験申込書類に次の「(1)認定申請に必要な書類」を添付し、本財団に提出してください。**

- ④ **すでに2級建築施工管理技術検定試験の受検資格を認定されている方は、再度、認定申請する必要はありません。国土交通大臣発行の認定書の写しを受験申込書類に同封して提出してください。**

### (1) 認定申請に必要な書類

- ① 受検資格認定申請書(国土交通大臣宛)
- ② 学歴についての一覧表
- ③ 卒業証明書(写)及び日本語訳
- ④ 成績証明書(写)及び日本語訳(単位数、履修時間数がわかるもの)

- ④ **①の用紙は、国土交通省ホームページから入手してください。または、本財団試験研修本部に請求してください。**

### (2) 認定申請方法

認定申請に必要な書類を受験申込書類に同封して、締切日までに本財団に提出してください。

### (3) 審査結果等について

- ・個別認定の審査結果は、国土交通大臣から申請者本人に通知されます。(審査結果により、受験できない場合もあります。)
- ・国土交通大臣の認定を受けてから、本財団から申請者本人に受検票を送付します。
- ・建築施工管理技術検定以外の種目を受験する場合は、種目ごとに個別に申請してください。

### (4) 日本国外学校認定審査に関する問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局 建設業課技術検定係 TEL 03-5253-8111(内線:24744)